重要改正

令和8年度の地域別最低賃金の改定状況 － すべての都道府県で出揃う！

令和８年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が 47 都道府県中 33 府県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された 1,176 円を１円上回る「1,177 円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

・・・・・・・・・・・・令和８年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧・・・・・・・・・・・・

都道府県名	最低賃金時間額 （　　）は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金時間額 （　　）は前年度	発効年月日※
北海道	1131 円（1075 円）	令和 8 年 10 月 1 日	滋賀	1136 円（1080 円）	令和 8 年 10 月 3 日
青森	1090 円（1029 円）	令和 8 年 10 月 29 日	京都	1180 円（1122 円）	令和 8 年 11 月 16 日
岩手	1090 円（1031 円）	令和 8 年 12 月 1 日	大阪	1231 円（1177 円）	令和 8 年 10 月 1 日
宮城	1098 円（1038 円）	令和 8 年 10 月 1 日	兵庫	1172 円（1116 円）	令和 8 年 10 月 1 日
秋田	1090 円（1031 円）	令和 8 年 10 月 14 日	奈良	1107 円（1051 円）	令和 8 年 10 月 4 日
山形	1092 円（1032 円）	令和 8 年 10 月 30 日	和歌山	1101 円（1045 円）	令和 8 年 10 月 3 日
福島	1094 円（1033 円）	令和 8 年 10 月 16 日	鳥取	1090 円（1030 円）	令和 8 年 10 月 3 日
茨城	1136 円（1074 円）	令和 8 年 10 月 18 日	島根	1092 円（1033 円）	令和 8 年 10 月 10 日
栃木	1125 円（1068 円）	令和 8 年 10 月 1 日	岡山	1104 円（1047 円）	令和 8 年 10 月 2 日
群馬	1120 円（1063 円）	令和 8 年 10 月 3 日	広島	1141 円（1085 円）	令和 8 年 10 月 11 日
埼玉	1196 円（1141 円）	令和 8 年 10 月 1 日	山口	1101 円（1043 円）	令和 8 年 10 月 8 日
千葉	1195 円（1140 円）	令和 8 年 10 月 1 日	徳島	1103 円（1046 円）	令和 8 年 11 月 1 日
東京	1280 円（1226 円）	令和 8 年 10 月 1 日	香川	1092 円（1036 円）	令和 8 年 10 月 1 日
神奈川	1279 円（1225 円）	令和 8 年 10 月 1 日	愛媛	1093 円（1033 円）	令和 8 年 11 月 1 日
新潟	1108 円（1050 円）	令和 8 年 10 月 1 日	高知	1086 円（1023 円）	令和 8 年 10 月 29 日
富山	1119 円（1062 円）	令和 8 年 10 月 1 日	**福岡**	**1114 円（1057 円）**	**令和 8 年 10 月 4 日**
石川	1113 円（1054 円）	令和 8 年 10 月 3 日	**佐賀**	**1095 円（1030 円）**	**令和 8 年 11 月 15 日**
福井	1112 円（1053 円）	令和 8 年 10 月 4 日	**長崎**	**1087 円（1031 円）**	**令和 8 年 11 月 2 日**
山梨	1113 円（1052 円）	令和 8 年 11 月 1 日	**熊本**	**1092 円（1034 円）**	**令和 8 年 12 月 1 日**
長野	1117 円（1061 円）	令和 8 年 10 月 2 日	**大分**	**1096 円（1035 円）**	**令和 8 年 11 月 1 日**
岐阜	1121 円（1065 円）	令和 8 年 10 月 1 日	**宮崎**	**1085 円（1023 円）**	**令和 8 年 10 月 24 日**
静岡	1154 円（1097 円）	令和 8 年 10 月 15 日	**鹿児島**	**1090 円（1026 円）**	**令和 8 年 10 月 25 日**
愛知	1195 円（1140 円）	令和 8 年 10 月 1 日	**沖縄**	**1086 円（1023 円）**	**令和 8 年 12 月 2 日**
三重	1143 円（1087 円）	令和 8 年 10 月 1 日	全国加重平均	1177 円（1121 円）	―

※ **発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。**

★昨年度ほどではありませんが大幅な引き上げとなるので、最低賃金割れが生じないように注意しましょう。
不安であれば、気軽にご相談ください。
また、政府は、最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策を講ずることとしていますので、これについてもお尋ねください。

【参考】

中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」
https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/



厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

お仕事カレンダー

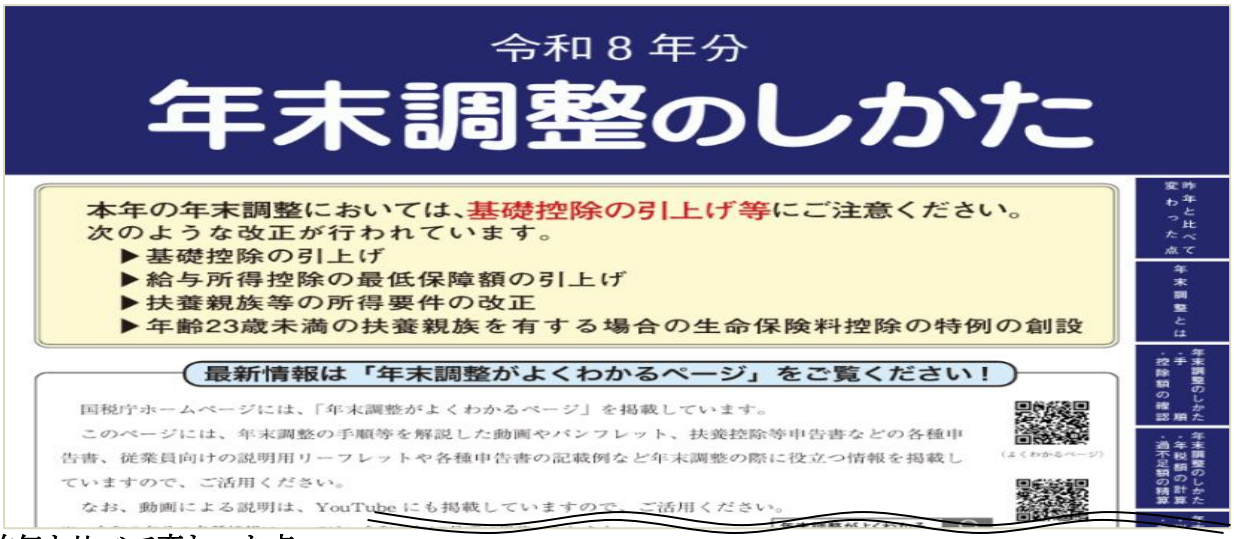


10/13	● 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/ 2	● 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8 月決算法人の確定申告と納税・2027 年 2 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 7 月～9 月分の労災事故について） ● 労働保険料の納付（延納第 2 期分）

重要チェック　「令和8年分　年末調整のしかた」を公表（国税庁）

国税庁から、「令和８年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和８年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・「令和８年分 年末調整のしかた」のトップページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・



◆昨年と比べて変わった点

（１）基礎控除の引上げ

合計所得金額に応じて基礎控除額を 62 万円～104 万円に引上げ（改正前 58 万円～95 万円）

（２）給与所得控除の最低保障額の引上げ

74 万円（改正前 65 万円）

上記引上げに伴い、所得税法で定める令和８年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正

（３）基礎控除の引上げに伴う扶養親族等の所得要件の改正

・扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子（※）…62 万円以下（改正前 58 万円以下）

・特定親族…62 万円超 123 万円以下（改正前 58 万円超 123 万円以下）

・配偶者特別控除の対象となる配偶者…62 万円超 133 万円以下（改正前 58 万円超 133 万円以下）

・勤労学生…89 万円以下（改正前 85 万円以下）

※ひとり親の生計を一にする子については合計所得金額ではなく総所得金額等の合計額

（４）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

新生命保険料の一般生命保険料控除の控除限度額…６万円（改正前 4 万円）

上記は令和８年 12 月１日に施行され、令和８年分の年末調整など、令和８年 12 月以後の源泉徴収事務から対応が必要です。なかでも扶養親族等の所得要件の改正は、これまで扶養控除等の対象外だった親族が、新たに対象となる場合があります。

国税庁が公表している関連資料（各種申告書の記載例、周知文例、Q&A 等）も活用しながら、早めの準備を心掛けましょう。https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm

365 日　誕生石



10 月 2 日

ストロベリークオーツ：苺水晶

石言葉は調和や統合、達成

淡いピンクの色合いが女性に人気です。愛と美そして希望をもつ、前向きな気持ちになりそうです！

BraiNStar
社会保険労務士法人 ブレインスター
代表　上田　正順
〒862-0949　熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL:096-211-6055　FAX:096-211-6065
URL:http://brainstar.jp

要確認　時間外労働等に係る相談･支援及び監督指導が見直されました！

「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（いずれも、令和８年７月閣議決定）に示された方針を踏まえ、令和８年９月１日から、全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署において、次のような取り組みを行うこととされました。

・・・・・・・・・・令和８年９月からの時間外労働等に係る相談･支援及び監督指導が見直しの概要・・・・・・・・・・

１．36 協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36 協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する**「専門相談窓口」**を設ける。

また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署(労働時間相談・支援班）とのチームにより、36 協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の**訪問支援**を行う。

さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築する。

２．労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して**１か月 45 時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、36 協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行う**こととする。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行う。

★　36 協定の締結等に関する相談・支援に関しては、相談窓口やサポート内容に関するリーフレットが公表されています。

労働基準監督署における対応の見直しについては、まだ手探り状態にあると思いますが、厚生労働大臣は、「今回の見直しについて、時間外労働の上限規制そのものを変更するものではなく、これまで以上に事業場の実態や健康福祉確保措置の状況を踏まえた監督指導を行うためのものです」などとコメントしています。企業としては、各事業場において、36 協定で定める健康福祉確保措置がきちんと実施されているかどうかを再確認しておく必要があるでしょう。

【参考】厚生労働省「時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導を見直します」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75454.html

インフルエンザが早くも流行入り　感染防止等対策について

◆過去２番目の早さで流行入り

厚生労働省は８月 28 日、８月 17 日～23 日のインフルエンザの定点医療機関からの感染報告数が 1.11（定点医療機関数：全国に約 3,000 カ所、報告数：4,094 人）となり、流行入りの目安である１を超え、インフルエンザの流行シーズンに入ったことを発表しました。この時期での流行シーズン入りは、感染症法が施行された 1999 年以降、２番目の早さとなります。

◆暑い時期の感染症対策

同省は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症といった急性呼吸器感染症（ARI）等の予防には、**「手洗い」「せきエチケット」「換気」**が有効であるとして、手洗いやマスク着用など基本的な感染対策を呼びかけています。ただし、夏場は熱中症防止の観点から、屋外でマスク着用の必要がない場面では外すことを推奨しています。

また、夏は閉め切った室内でエアコンを長時間稼働させると空気が乾燥し、ウイルスが活動しやすくなります。そのため、エアコンの使用中は、熱中症対策を優先しつつ、室温が上がらないように 24 時間換気システムや換気扇などの機械換気と窓開けによる換気の工夫を行うことを推奨しています。

◆症状の判断に注意！

暑い時期のインフルエンザ流行の原因として、高熱などの症状が「夏バテ」や「熱中症」と似ているため、インフルエンザと気づかずに感染させてしまうことが挙げられています。発熱などの症状が出て判断に迷う際は、医療機関に電話で相談のうえ受診することが、重症化と周囲への拡大を防ぐことにつながります。

【参考】
厚生労働省「2026 年８月 28 日　インフルエンザの発生状況について」
https://www.mhlw.go.jp/content/001742996.pdf
厚生労働省「夏の感染症対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou



施行済みの改正

短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度（保険料調整制度）が始まります

いわゆる令和７年年金制度改正法の附則において、短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度（保険料調整制度）が設けられ、令和８年 10 月１日から施行されることになりました。

2026 年 10 月以降は、所定内賃金が月額 8.8 万円未満であっても、他の要件を満たせば社会保険の加入対象となります。

ただし、**2026 年 10 月時点では企業規模要件（51 人以上）は変わらないため、すべての企業が直ちに影響を受けるわけではありません。**

企業規模要件の「従業員数」の数え方

「51 人以上」の判定に使う従業員数は、**厚生年金保険の被保険者数**で判定します。

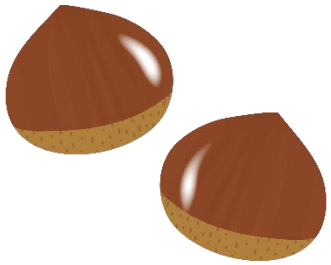
- フルタイムの厚生年金被保険者
- ４分の３基準を満たす厚生年金被保険者

短時間労働者として加入しているパート・アルバイトは含みません。また、一時的に基準人数を超えただけでは対象にならず、原則として**１年のうち６か月以上基準人数以上になることが見込まれる場合**に該当します。

2027 年 10 月以降：企業規模要件を段階的に縮小

現在の「被保険者数 51 人以上」という企業規模要件が、以下のスケジュールで縮小されます。

適用開始	対象企業規模（厚生年金被保険者数）
～2027 年９月	51 人以上
2027 年 10 月から	36 人以上
2029 年 10 月から	21 人以上
2032 年 10 月から	11 人以上
2035 年 10 月から	撤廃（全企業対象）



日本年金機構から、従業員 50 人以下の事業主の皆さまに向けて、この制度を周知するためのチラシが公表されていますので、確認しておきましょう。

保険料調整制度 ＞ どのような制度ですか？（日本年金機構のチラシから抜粋）

どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算３年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

月収8．8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用３年目は割合が半減します。

月収（円）（標準報酬月額）	9.3万未満（8.8万以下）	9.3万～10.1万未満（9.8万）	10.1万～10.7万未満（10.4万）	10.7万～11.4万未満（11万）	11.4万～12.2万未満（11.8万）	12.2万～13万未満（12.6万）
従業員：事業主（1・2年目）	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員：事業主（3年目）	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51

◆この制度は、令和８年 10 月１日に施行されますが、必要性が増してくるのは、特定適用事業所の事業規模要件の段階的な引き下げが開始される令和９年 10 月１日以降になると思われます。

※制度を利用する場合、事業主は申出期限内に日本年金機構へ保険料調整開始申出書を提出する必要があります。なお、事業主からの申出でやめることはできず、制度の利用期間中は、標準報酬月額に応じて決まっている事業主の追加負担を必ず行う必要がある点に留意してください（途中で制度の利用が自動停止される場合があります）。